

# 令和2年度 軽自動車税（種別割）の減免申請は6月1日(月)までに

▼申請・問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358

自動車税（種別割）の減免を受けていない障がい者が利用する軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車などについては、軽自動車税（種別割）が減免される制度があります。

▼対象 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が利用する軽自動車など

※障がいの程度によっては、減免できない場合もあります。

▼減免台数 障がい者1人につき1台のみ

▼申請期間 5月12日(火)～6月1日(月)

※納税通知書は5月12日(火)に発送予定。納期限は6月1日(月)です。

軽自動車税（種別割）の減免申請に必要なもの

こんな場合に	必要なもの
●障がい者が所有し、自ら運転する場合	①身体障害者手帳など②運転者の運転免許証③納税義務者のマイナンバーカード（個人番号カード）もしくは通知カード④認印⑤納税通知書
●障がい者と生計を同一にする者が専ら障がい者のために所有し、運転する場合	上記①～⑤のほか、⑥通院・通学などを確認できるもの（診察券、学生証など） ※1
●障がい者のみの世帯を常時介護する者が専ら障がい者のために運転する場合 ※2	上記①～⑥のほか、⑦常時介護申立書

※1 生計同一申立書が必要な場合もあります。 ※2 障がい者が所有する場合が対象となります。

納税証明書の発行時期にご注意ください

## 軽自動車税（種別割）を口座振替で納付の場合、納税証明書は6月中旬に郵送されます

▼申請・問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358

軽自動車税（種別割）を口座振替で納付した人には、6月中旬頃、納税証明書を郵送いたします。それまでに納税証明書が必要な場合、窓口で納税証明書を発行できますが、引き落とし直後は入金データが反映されていないため発行できません。お急ぎが必要な人は、引き落としが確認できる通帳をご持参いただくようお願いいたします。

### 兵庫県・県税事務所

## 自動車税（種別割）の納期限は6月1日(月)です

▼問合せ 加古川県税事務所 ☎079 (421) 9271

納税はお近くの銀行・農協などの金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、兵庫県指定のコンビニエンスストア（全国の店舗）、県税事務所、またはインターネットを通じてクレジット・クレジットカードで6月1日(月)までにお忘れなく！

### ○障害のある人へ

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人（等級や使用状況などに一定の条件があります）に対する自動車税（種別割）・（環境性能割）及び軽自動車税（環境性能割）の減免制度があります。

なお、減免額には一定の限度額及び減免割合があります。また、減免申請期限（納期限）後に申請があった場合は、月割にて減免をしています。

### ご存知ですか

## 住宅改造助成制度

▼問合せ 福祉グループ ☎079 (435) 2361

高齢の人や障がいのある人が住みなれた住宅で安心して自立した生活を送るために、既存の住宅を改造する場合、その費用の一部を助成していただきます。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

申請にあたっては、必ず工事契約締結前に申請が必要です。また、申請は、1住宅1回限りです。

▼対象 播磨町に住所があり町税を滞納せず、次のいずれかに該当する世帯（所得制限がありません）

▽一般型 65歳以上の人がいる世帯

▽特別型 ①介護保険の要介護・要支援の認定を受けている人がいる世帯

②身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた人がいる世帯（条件があります）

▼助成要件 建築着工年月日が昭和56年5月31日以前の住宅の場合、耐震診断の実施が必要で

▽一般型 2箇所以上の手すりの設置、または浴室・洗面所、トイレ、居室（対象者用に限る）及びそれらをつなぐ経路の段差解消を行うこと

※一般型の申請は、12月末までにご相談ください。

▽特別型 対象者が自宅日常生活を送るために必要な住宅の改造であり、住まいの改良相談員が必要と認める工事が対象です

助成対象工事費	助成額
7万5千円以上15万円未満	4万円
15万円以上30万円未満	7万5千円
30万円以上60万円未満	15万円
60万円以上90万円未満	25万円
90万円以上	30万円

※工事費7万5千円未満は助成対象外。

### 特別型

助成率	区分	助成額
3/3	生活保護世帯	100万円または助成対象工事費の合計額の低い方に左記助成率を乗じた額
9/10	町民税非課税世帯	
9/10	所得税非課税世帯で町民税均等割のみ課税世帯	
2/3	所得税非課税世帯で町民税所得割及び均等割課税世帯	
1/2	生計中心者が前年分所得税課税で所得税額が7万円以下の世帯	
1/3	生計中心者の前年分所得税額が7万円を超える世帯	

※介護保険制度の「住宅改修費支給」などを優先し、超えた額をこの制度により助成します。原則、介護保険制度の住宅改修を初めて受ける場合にのみ併用できますので、ご注意ください。

▼助成対象箇所 浴室・洗面所、トイレ、居室（対象者用に限る）、それらをつなぐ経路、玄関、台所

## 播磨町犯罪被害者等支援条例が施行されました

▶問合せ 危機管理グループ ☎079 (435) 0991

犯罪に遭われた方やそのご家族が、犯罪により受けた被害を早期に回復し、平穏な生活を取り戻すためには、行政や事業者なども含めた地域全体でこれらの方々を支える必要があります。

そのことから、播磨町では犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者等を支援するためにそれぞれが担うべき責務と町が実施する施策に関する基本的な事項を定めました。

### 町の責務

- ・犯罪被害者等を支援するための施策を策定し、実施すること
- ・施策が円滑に実施されるよう関係機関等と連携・協力すること

### 住民（町内に通勤・通学・滞在する人を含みます）の責務

- ・犯罪被害者等を地域で支えあうことの重要性について理解を深め、二次的被害が生じないよう十分に配慮すること
- ・町や関係機関が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めること

### 町が行う施策

- ・情報提供や助言及び関係機関との連絡調整
- ・支援施策に関する総合的な相談を行う窓口の設置
- ・犯罪被害者等への支援金の支給
- ・住民の理解を深めるための広報、啓発
- ・犯罪被害者等を支援する団体の支援



### 犯罪被害者等支援金

条例の施行に合わせ、犯罪により亡くなられた人の遺族や、犯罪により1カ月以上の療養を要する傷病を負った人に支援金を支給する制度を開始しました。

詳細については危機管理グループまでお問い合わせください。

### 犯罪被害に関する相談

ひょうご被害者支援センターでは、犯罪被害全般に関する無料電話相談や、犯罪による被害を受けた方に対する総合的な支援を行っています。

犯罪被害で困っておられる方はひとりで悩まず、下記までお電話ください。（無料）

#### 犯罪被害全般

ひょうご被害者支援センター

☎078 (367) 7833

火・水・金・土（祝日、12月28日～1月4日、8月12日～16日を除く）  
10：00～16：00

#### 性被害専用

ひょうご性被害ケアセンター

「よりそい」

☎078 (367) 7874

月・火・水・金・土（祝日、12月28日～1月4日、8月12日～16日を除く）  
10：00～16：00